平成２９年度申請（３０年度事業）

共同募金配分＜地域配分＞申請の手引き

（運営費配分 編）

社会福祉法人群馬県共同募金会 渋川市支会

〒377-0008渋川市渋川1760番地１

渋川市社会福祉協議会内

TEL 0279-25-0500/FAX 0279-25-1721

|  |
| --- |
| ＜ご案内＞共同募金の配分は「広域配分」と「地域配分」に区分されます。この手引きは、渋川市支会で取り扱う「地域配分」について説明しています。「広域配分」については、群馬県共同募金会（下記）へお問い合わせ下さい。〒371-0843 前橋市新前橋町13-12　TEL:027-255-6596／FAX:027-255-6214 |

平成２９年度共同募金＜地域配分＞申請の手引き（運営費配分 編）

平成２９年度共同募金は、平成３０年度に実施する事業に対して配分します。

この配分を受けるにあたっては、**「共同募金配分規程」**（以下「規程」という。）を遵守してください。

Ⅰ●この手引きの対象（詳細は次ページ参照）

　　この手引きにある配分申請ができるのは、主に渋川市域内で活動する、福祉活動を目的として設立された任意団体です。

　　これ以外の者は、「広域配分」の対象となり得るか、群馬県共同募金会にお問い合わせ下さい。

Ⅱ●申請から事業実施までの流れ

８月１５日～９月１５日 （申請書提出部数：１部）

申　　請

渋川市支会（渋川市社会福祉協議会）で申請書を受け付けます。

１０月～１２月

審　　査

必要に応じて現地調査・ヒアリング調査を行います。

募金運動期間

10月～12月

３月下旬

配 分 決 定

募金の結果を勘案して、配分を決定します。

４月～

団体活動（新年度開始）

団体としての年間計画・予算を立ててから新年度の活動を始めて下さい。

団体の予算立案後、７月までに

配分金交付請求

団体の事業計画書・予算書を添付して、配分金交付請求書を提出して下さい。

配分対象年度前半の概算交付となります。年度終了後に精算して下さい。

配分対象年度終了後２ヶ月以内

精　　算

団体の事業報告書・決算書を添付して、完了報告書を提出してください。

（配分金に残額があれば返還すること。）Ⅲ●配分基準等

１　対象団体

　　福祉活動を目的として設立された任意団体(※)で、主に渋川市域内で活動するもの。

※この基準で「任意団体」とは、法人格こそないが、法人同様に規約・役員体制・運営組織等が整備され、独立して主体的な運営がなされている団体をいう。

２　配分対象外

　　他団体又は下部組織への助成や会員・構成員等同士の親睦のみを目的とした団体等の活動費

３　配分限度額

　　配分上限額は１団体あたり５万円とする。（配分額は千円単位）

４　留意事項

　(1) 同一団体につき年度連続配分は５年までとし、連続配分が途切れた場合は、当該配分を再申請することは原則としてできません。

　(2) 原則として、同一申請者が同一年度に複数の申請書を提出できません。

　　　他の配分（施設設備・備品整備配分、事業経費配分）の申請書も提出できません。

　(3) 平成２８年度の備品整備配分の配分決定を受けている場合は、申請できません。

　(4) 地域福祉活動計画に沿った事業など渋川市内を見渡しながらニーズ調整して実施する事業や、地域福祉の課題解決に向けて住民参加を積極的に促しながら実施する事業を優先します。

Ⅳ●配分申請書の作成方法及び提出先等

１　申請理由の明確化

　　なぜ配分金が必要なのかを考え、その理由について団体のメンバーと協議して下さい。

　　　・一言で「資金不足」といっても、なぜ資金が不足しているのか、その原因を考えてみること。

　　　・また、配分金を受けることにより、何が充実し、どのように発展するのかを明確にすること。

２　配分申請書の作成

　　①「配分金を必要とする理由」欄：１で話し合った理由をまとめ、記述する。

　　②「会の主な活動内容」欄：現在の活動内容について、活動目的とともに具体的に記述する。

 ③ 添付書類を用意する。

　　　　　・会則のコピー

　　　　　・平成２８年度の団体の事業報告書・決算書（申請時に提出できない場合は５月末日までに）

 　　・平成２９年度の団体の事業計画書・予算書

 　　・その他、事業内容や現状が確認できる写真等を添付すること。

３　申請方法

1. 受付窓口： 渋川市支会（渋川市役所社会福祉課）
2. 受付期間： 平成２９年８月１５日～９月１５日（郵送不可、期間内に提出のこと）